

入  
っ  
て  
い  
ま  
す  
か  
？

# 労 働 保 険

「**労働保険**」とは

労災保険と雇用保険の総称  
で、政府の保険制度です。

正社員、派遣、アルバイト、  
パートなどの呼称にかかわ  
らず、労働者を1人でも雇  
用する事業場に加入が義務  
付けられています。



## 千葉労働局

労働基準監督署 公共職業安定所  
(ハローワーク)

【お問い合わせ先】  
労働保険徴収課 043-221-4317

